

国立大学法人滋賀医科大学医学部医学科授業科目の 試験及び進級取扱内規

平成16年4月1日制定
令和3年11月15日改正

(趣旨)

第1条 滋賀医科大学の試験及び進級等の取り扱いは、滋賀医科大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この内規による。

(試験)

第2条 学則第37条の規定に基づく試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

- 2 前項に規定する試験のほか、担当教員は中間試験を随時行うことができる。
- 3 専門課程の修了判定を行うため卒業試験を実施する。
- 4 病気その他やむを得ない事由により試験を欠席した者は、学長に医師の診断書又は事由書を付して、特別の理由がない限り該当する試験の実施日から1週間以内に「追試験願」を提出しなければならない。
- 5 第1項に規定する追試験は、定期試験又は再試験に欠席した者で、前項に規定する願出により、正当な理由と認められた者に対して行う。
- 6 第1項に規定する再試験は、定期試験又は定期試験の追試験において不合格となった者に対して行う。
- 7 病気等により、一度も受験の機会を持ち得なかった者で、担当教員の申出により学部教育部門の議を経た場合は、1回に限り受験の機会を与えることができる。

(再試験の回数)

第3条 同一の授業科目における再試験の受験回数は1回限りとする。また、再試験の追試験受験回数についても1回限りとする。

- 2 前項の規定に関わらず、基礎学課程の選択科目については原則として再試験は行わないものとし、再試験を実施する科目については、当該年度ごとに通知する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、CBT及びOSCE並びに卒業試験の追試験については、再試験を行わない。

(受験資格)

第4条 各授業科目について所定の時間数を履修した者は、その科目の試験を受けることができる。ただし、各担当教員の定める時間数以上出席しなかった者は、当該科目の試験を受けることができない。

また、出席時間数不足により試験を受けることができなかった者は、当該科目を次年度に再履修しなければその科目の試験を受けることができない。

- 2 2人以上の教員が担当する授業科目の受験資格については、担当教員の合議によるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、特別の理由により所定の出席時間数に達しない者で、当該授業科目の担当教員がその理由を認め、かつ学部教育部門の議を経た場合には、この限りでない。
- 4 卒業試験の受験資格は、臨床実習（ローテーション）、臨床実習（アドバンス）、

学外臨床実習及び Post-CC OSCE 対策実習に合格し、保健医療と社会を修了した者に与えられるものとする。

(成績の評価)

第5条 試験等による学業成績の評価は、秀 (90点～100点)、優 (80点～89点)、良 (70点～79点)、可 (60点～69点) 及び不可 (60点未満) の5種の評語をもって表わし、秀、優、良、可を合格とし不可を不合格とする。

2 前項に定める秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 秀：各授業科目に定める合格基準を達成し、特に優れた成果を修めている。

(2) 優：各授業科目に定める合格基準を達成し、優れた成果を修めている。

(3) 良：各授業科目に定める合格基準を達成し、良好な成果を修めている。

(4) 可：各授業科目に定める合格基準を達成している。

(5) 不可：各授業科目に定める合格基準を達成しておらず、不合格。

3 第1項に規定する5種の評語に基づき成績評価値の平均値、GPA (Grade Point Average) を算出する。その取扱いについて必要な事項は、別に定める。

4 第2条第4項に規定する願出を怠り、試験に欠席した者は、当該試験を不合格とする。

5 附属病院体験実習、地域医療体験実習Ⅰ、地域医療体験実習Ⅱ、臨床実習入門、臨床実習 (ローテーション)、臨床実習 (アドバンス)、学外臨床実習及び Post-CC OSCE 対策実習の評価は、合格又は不合格とする。

6 第1項の規定にかかわらず、特定の授業科目の評価は、合格又は不合格とする。また、特定の授業科目の決定は、学部教育部門が行う。

第6条 第2条第1項及び前条に規定する試験及び成績の評価は各科目担当教員の責任において行う。

2 2人以上の教員が担当する授業科目の成績の評価は、各担当教員の合議によるものとする。

3 前2項の規程にかかわらず教授を欠く科目の試験及び成績の評価担当者は、教授会の議を経て学長が定める。

第7条 各担当教員及び指導医の定める時間数以上出席しなかった者には、当該科目の単位修得を認めない。

第8条 学生は、開示された成績の評価について異議があるときは、学部教育部門長に異議を申し立てることができる。その取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(留年)

第9条 第1学年の学年末までに、第1学年配当の必修科目をすべて修了しなければ、第2学年への進級を認めない。

2 第2学年の学年末までに、基礎学課程における所定の科目及び必要単位数を修得し、かつ専門課程における当該学年配当の授業科目 (別表) をすべて修了又は合格しなければ、第3学年への進級を認めない。

3 第2年次編入学者については、基礎学課程における同学年配当の授業科目のうち別に定める科目及び必要単位数を修得し、かつ専門課程における当該学年配当の授業科目 (別表) をすべて修了又は合格しなければ、第3学年への進級を認めない。

- 4 第3学年の学年末までに、専門課程における当該学年配当の授業科目（別表）をすべて修了又は合格しなければ、第4学年への進級を認めない。
- 5 第4学年配当の授業科目（別表（ただし、臨床実習（ローテーション）を除く。））をすべて修了又は合格しなければ、第5学年への進級を認めず、臨床実習（ローテーション）の履修を認めない。
- 6 第4学年及び第5学年配当の臨床実習（ローテーション）に合格しなければ、第5学年後期に配当されている臨床実習（アドバンス）の履修を認めず、第6学年への進級を認めない。なお、不合格となった場合は当該年度に実施される臨床実習（ローテーション）から再履修しなければならない。
- 7 第4条第4項に定める卒業試験の受験資格判定時に、第5学年における臨床実習（アドバンス）並びに第6学年における保健医療と社会、学外臨床実習及び Post-CC OSCE 対策実習を不合格と判定された場合は、次年度に実施される当該授業科目を再履修しなければならない。
- 8 卒業試験に合格しなければ、専門課程の修了を認めない。
- 9 第1項から第5項までで留年となった者は、不合格となった授業科目について、次年度に担当教員の指示により、再履修しなければならない。
また、第8項で留年となった者は、次年度に卒業試験のすべての試験科目を再受験しなければならない。
- 10 第8条やその他特別な事情により、学生に開示された成績の評価を訂正したことにもない、進級判定又は卒業判定の結果を訂正する必要があるときは、教授会の議を経て学長が訂正後の結果を認定する。

第10条 すでに修得又は修了が認定された授業科目の再聴講を希望する者は、当該授業科目の担当教員に聴講願を提出し、許可を得たうえで講義を聴講することができる。

（不正行為）

第11条 試験に際し、自己又は他人のために不正行為を行った者に対しては、不正行為の内容、程度に応じて厳重に処分する。

- 2 試験に際し、不正行為を行った者に対しては、当該試験科目を不合格とする。
- 3 不正行為の内容が悪質なときは、学期又は学年の試験をすべて無効とすることがある。
- 4 不正行為の内容が著しく悪質であると認められるときは、学則第52条により処分することがある。

（雑則）

第12条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、学部教育部門の議を経て学長が定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者（第2年次後期編入学者については平成17年度入学者）から適用する。ただし、平成15年度以前の入学者及び平成16年度第2年次後期編入学者については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度入学者（第 2 年次後期編入学者については平成 18 年度入学者）から適用する。ただし、平成 16 年度以前の入学者及び平成 17 年度第 2 年次後期編入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定に関わらず、系別統合講義、診断学及び治療学（1）～治療学（3）の評価を当該開講学年に 5 段階評価することに係る規定の改正部分については、平成 16 年度入学者（第 2 年次後期編入学者については、平成 17 年度入学者）から適用する。

附 則

この内規は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定に関わらず、「別表」の改正については平成 22 年度入学者（第 2 年次後期編入学者については平成 23 年度入学者）から適用する。

附 則

この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表に示す第 4 学年後期配当授業科目の臨床実習については、平成 24 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度入学者（第 2 年次後期編入学者については平成 23 年度入学者）から適用する。

附 則

- 1 この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定に関わらず、「別表」の改正については平成 25 年度入学者（第 2 年次後期編入学者については平成 26 年度入学者）から適用する。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年度以前の入学者

及び平成 29 年度第以前の 2 年次後期編入学者については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前の入学者及び平成 31 年度以前の第 2 年次後期編入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、第 2 条第 4 項及び第 3 条第 3 項の改正については、平成 31 年 4 月 1 日に在籍する者から適用する。
- 4 第 2 項の規定に関わらず、改正後の別表に示す第 4 学年前期配当授業科目のうち組織再建系の配当については、平成 29 年度入学者（第 2 年次後期編入学者については平成 30 年度編入学者）から適用する。

附 則

この内規は、令和 3 年 11 月 15 日から施行する。

(別表)

専門課程 学年別・期別授業科目表

第2学年前期配当授業科目

生化学序論, 神経解剖学, 人体解剖学, 組織学, 細胞生理学, 地域医療体験実習 I

第2学年後期配当授業科目

代謝生化学, 代謝生化学実習, 核酸・病態生化学, 核酸・病態生化学実習, 神経科学, 発生学, 臓器生理学 I, 臓器生理学 II, 臓器生理学実習 I, 臓器生理学実習 II, 倫理学, 行動科学基礎, 確率・統計

第3学年前期配当授業科目

薬理学, 薬理学実習, 再生医学, 病態発生学 I, 病態発生学 II, 腫瘍学, 微生物学, 微生物学実習, 免疫学, 先端医科学, 再生医学実習, 研究室配属

第3学年後期配当授業科目

医の倫理 I, 医学英語, 行動科学応用, 血液と造血臓器系, 循環器系, 呼吸器系, 神経系, 歯科口腔系, 眼・視覚系, 精神系, 耳鼻・咽喉系, 内分泌・代謝系, 筋・骨格系, 皮膚・結合組織系, 腎・尿路系, 診断学序論

第4学年前期配当授業科目

生殖系, 消化器系, 成長・発達系, 組織再建系, 医療安全・感染対策系, 麻酔・緩和医療学, 薬物医療学, 検査医学, 放射線医療学, 医の倫理 II, 医療情報学, 公衆衛生学, 社会医学フィールド実習, 救急・家庭医療学, 地域医療体験実習 II

第4学年後期配当授業科目

臨床診断学, 法医学, 臨床実習入門, 少人数能動学習, 医の倫理 III, 臨床実習入門, 臨床実習 (ローテーション)

第5学年通年配当授業科目

臨床実習 (ローテーション)

第5学年後期配当授業科目

臨床実習 (アドバンス)

第6学年前期配当授業科目

保健医療と社会, 学外臨床実習, Post-CC OSCE 対策実習